

安保法制整備とは

どんなこと？

～安倍政権の「戦争できる国」づくり～

昨年7月1日、安倍内閣は「集団的自衛権行使容認」の閣議決定をしました。
“同盟国が攻められたら、手助けしてもいい”と日本国憲法は認めている、という考え方です。でも、閣議決定だけでは自衛隊を動かすことができないので、自衛隊が海外で戦争できるようにするための法律を今の国会でつくろうとしているのです。世界中で戦争を仕掛けていくアメリカの手伝いをして、戦争する国になる日本が、いま目の前に迫っています。どんな法律がつけられようとしているのか、どうしたらそれをくい止められるのか、ご一緒に考えたいと思います。

講師：^{くさばひろゆき}草場 裕之氏（弁護士）

と き：2015年5月16日（土）14時30分～16時30分

と ころ：仙台市青葉区中央市民センター（2階）第2会議室

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-1-4 電話022-223-2516

交通案内：仙台駅下車の場合、青葉通り又は南町通りを西に向かい東二番丁小学校校舎の西側通路（東一番町と二番町の間の細い道路）を折れ直接校舎の階段またはエレベーターで2階まで上ってください。（裏面に地図あり）
（市民センターの駐車場はありません。）

参加費：300円

主催：宮城女性九条の会（仙台市青葉区上杉2-1-10 仙台YWCA会館内）

連絡先：☎090-5832-6836（鹿戸）または022-241-0429（門脇）

《講師プロフィール》

1955年2月 福岡県北九州市生まれ

1979年3月 東北大学法学部卒業

1991年4月 仙台弁護士会登録・仙台中央法律事務所入所

2001年7月 草場法律事務所開設

主な略歴 仙台弁護士会副会長

日弁連子どもの権利委員会副委員長

少年非行を考えるみやぎ市民フォーラム事務局長

東北HIV訴訟を支援する会事務局長

東北薬害肝炎訴訟を支援する会事務局長など

仙台弁護士会刑事弁護委員会委員長

仙台弁護士会子どもの権利委員会委員長

現在

自由法曹団員として、憲法学習会の拡大運動に取り組んでいる。